

処分基準の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	処分の概要	処分権者 (担当課)
7	青森市水道事業条例	第36条 第1項	給水装置の基準違反に対する措置	青森市公営企業 管理者企業局長 (施設課)
<p>処分基準</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第三十六条 管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第五条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が当該給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>※注 下記の基準に当てはまらないときは給水を停止されることがあります(水道法施行令第5条)</p> <p>(給水装置の構造及び材質の基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。 				
意見陳述区分		弁明の機会の付与		